



茅小だより

令和4年 4月 20日
茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校
校長 吉野利彦

保護者の皆様へのお願い～児童の安全・学校業務の適正化のために～

1. 個人情報の保護について

- ・授業参観（含：土曜参観日）での写真や動画撮影は、許可なく撮影することはおやめください。
- ・運動会等での写真や動画の撮影は可能ですが、個人でご覧いただく範囲にとどめ、ネット（YouTube・Facebook・Instagram・HP・ブログなどのSNS）に載せることのないようご注意ください。
- ・児童が携帯電話やスマートフォンなどを学校に持ってくることは、原則禁止です。
- ・学校で担任等が撮った写真は、教育用としてのものですので、販売やCDでのお渡しはできません。
- ・以下の行事（予定）は、業者が同行して撮影しますので、ネット販売をいたします。

1年生：遠足（9月21日）、2年生：遠足（11月11日）、3年生：遠足（11月18日）
4年生：校外学習（7月6日）、5年生：キャンプ（10月19,20日）、6年生：修学旅行（9月12,13日）
仲よし級：仲よし行事等 ※写真販売の再注文は原則行いません。ご注意ください。

2. 児童の登下校・遅刻・早退・欠席について

- ・学校到着時刻は **8：05～8：25** です。**時間厳守でお願いいたします。**（早すぎる登校は、地域のボランティアやPTAの方の見守り時刻とずれてしまいます。）
- ・児童が遅れて（遅刻）登校する場合は、必ず保護者が付き添い、教室まで一緒に行ってください。（遅れた時刻にもよりますが、事務室または職員室に一言お声をかけてください。）
- ・児童の自家用車等での送り迎え（含：学校の近隣まで）は原則禁止です。仲よし級を含め、事情がある場合には必ず担任にご相談ください。（他校からの通級指導教室通室等）「許可証」を発行いたします。
- ・児童が遅刻・早退する場合は、保護者の方のお迎えや付き添いが原則です。（特別な事情がある場合はご相談ください。）
- ・怪我や体調不良で学校から病院へ行く場合、保護者に代わって教職員が付き添うことは困難です。教職員の人数に余裕がなく、付き添うことで授業を自習にしなければならない状況が生まれてしまうからです。病院との連絡で、治療方法などを判断するケースも生まれることがありますので、必ず連絡がつく電話番号をお知らせいただき、お迎えにご協力ください。
- ・欠席連絡は、原則として「連絡帳」でお願いいたします。コロナ感染等でご心配な場合や特別な事情がある場合は電話連絡でも承りますが、担任が8：30には教室に行くため、8：10～8：25の間でいただけるとありがたいです。

3. 食物アレルギー対応について

- ・令和3年度から市内統一基準が設けられました。原則として代替食対応はなく、除去食対応を実施しています。関係する児童並びに保護者の皆様とはアレルギー面談を実施し、詳しい内容をお伝えしております。
- ・遠足等での「おかし交換」やお弁当の「おかず交換」は禁止です。
- ・緊急の場合、保護者の方に連絡する前に学校判断で「救急車」を呼ぶ場合があります。

4. 給食費の集金について（スムーズな引き落としにご協力をお願いいたします。）

- ・毎月10日の引き落とし（できなかった場合は20日の引き落とし）にご協力ください。毎年、未納や滞納するご家庭への連絡や通知をお渡しすることが多く、担当者や担任の負担が大きくなっております。

5. 学校施設の管理について

- ・原則、土曜日も閉庁となり日直代行員はいません。（開放団体等は活動しています。）また、学校課業日は、**18：00以降**は、留守番電話対応とします。（翌朝、7：30以降に留守番電話対応を解除します。教職員の勤務時間は8：30～17：00です。）土曜日、日曜日や祝祭日、そして、学校課業日の留守番電話対応時間帯での「生命」にかかわるような事件・事故等の緊急連絡は、茅ヶ崎市役所（82-1111）をお願いいたします。その際、出来事・学校名・名前・電話番号をお伝えください。
- ・学校施設開放の各団体は、貸与された鍵を使用し、責任をもって施設を管理するとともに、地域の方々の生活に支障のない活動をお願いしています。

6. 新型コロナウイルス対策へのご協力をお願いいたします。

- ・マスクの着用、毎日の検温と健康観察票への記載並びに提出をお願いいたします。
- ・お子様が具合の悪い時（風邪等の症状等）は、登校を控えてください。（「欠席扱い」にはなりません。）
- ・お子様の体調が悪い場合は、早退となります。お迎えのご協力をお願いいたします。
- ・外したマスクを入れる袋やマスクの外側に触れない習慣付けをご家庭でもお願いいたします。
- ・ご家庭でも「手洗い」「うがい」「咳エチケット」の習慣並びにマナーとしてのご指導をお願いいたします。

（参考）お子様が「感染者」「濃厚接触者」「感染の疑いがある場合」「感染の心配で学校を休む場合」「体調が悪く（感染の可能性があると判断で）学校を休む場合」等すべて、「欠席扱い」にはなりません。

7. 教職員の働き方改革へのご理解とご協力をお願いいたします。

- ・平成28年度の文部科学省による勤務実態調査では、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が、月80時間（過労死ライン）を超える時間外勤務を行っているとの結果が出ています。
- ・泊を伴う行事（修学旅行・キャンプ）の翌日は学校全体で4時間授業とし、給食はなしの予定です。

8. 土・日・祝祭日等の校庭使用について

- ・原則として、土・日・祝祭日等は、学校施設の開放団体が活動しています。開放団体に所属していないお子様も校庭で遊ぶことができますが、野球やサッカーのボールが飛んできてくることもありますので、ご注意ください。
- ・学校課業日を含む放課後の校庭使用の下校時刻（市のチャイムが鳴るまで）をお守りください。
4月～9月は17：00 10月～3月は16：30です。